

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43483

甘米航空文庫(ワシントン)

15
12
14
5
12
23

沖縄南島電報

●
●
●
●
●
●

沖繩南線電報

25
12
14
5
12
23

日本航空交通（ワシントン）

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

163

電信写

大政事外外務官
 次官 典房
 次官 審判長 長
 次官 審判長 長
 次官 審判長 長
 次官 審判長 長

参調新企
 参領旅移

総番号(TA) 61873
 70年12月14日18時20分 米 国 発 菅
 70年12月15日08時27分 本 省 着 北1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉

第3666号 略 至急(ゆう先処理)

貴信米北/第1673号に関し。

14日午後3時より国務省(第1408号会議室)において第1回本会議を開催し。開会あいさつ。両代表団のしよかい。第2回会合以降の時間の打合せ(午前は10:30より、午後は3:00より)を行なった後、わが方テライ航空局審判官より冒頭貴信御訓令のラインに沿った冒頭ステートメント(別途空送)を行なった。これに対する米側コメントは明日行なわれる予定。

2. なお、今後の段取りとしては、15及び16日の両日は午前、午後それぞれ会合し、17日は休会(ただしトレイザイス国務次官補招待ちゆう食会あり。また、午後には非公式会談はありうる)の予定が定つたが、18日以降については未定。

シカゴに転電した。

(了)

参審近ア
 次領経国万
 参領経国
 参政技二
 国一理
 参領経科
 国一理
 参政経科
 国一理
 参道内外
 一二

外務省

秘

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

122

電信写

大政事外外務官
 次官 典房
 次官 審判長 長
 次官 審判長 長
 次官 審判長 長

参調新企
 参領旅移

総番号(TA) 61909
 70年12月14日20時05分 米 国 発 菅
 70年12月15日11時08分 本 省 着 北1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(プレス・ブリーフィング)

第3681号 平

往電第3666号に関し

14日運輸省テライ審判官は、邦人記者団に対し、日米航空関係の従来の経緯を説明した後、今回の交渉は昨年交渉の延長として大圏コースにシカゴ及びニューヨーク以えんを加えること及びロシアンゼルス/サンフランシスコ以えんの運輸権の制限解除等の要求を行なったことを明らかにした。また記者の質問に答え、サプルメンタルの便数及びオキナワの航空権益についても米側の出方によつては話し合う可能性ある旨述べた。

シオゴに転電した。

(了)

参審近ア
 次領経国万
 参領経国
 参政技二
 国一理
 参領経科
 国一理
 参政経科
 国一理
 参道内外
 一二

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

127

大政外外領管
務務典房
次次
巨官官審審長長
備備人電厚計
備備文會管給

電信写

総番号(TA) 62/55
70年12月15日21時00分 米 国 主 管
70年12月16日13時01分 本 省 発 着 米北1

外務大臣殿 牛場大使 臨時代理大使 総領事 代理
日米航空交渉(新聞報道振り)

参調析企
参領旅移

第3701号 略 至急(ゆう先処理)
貴電米北/第2309号に関し

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中 参一二
南 参西東洋
洋 参西東
長

14日の記者会見において、テライ審議官は、米国4社のオキナワ路線の運営状況等、米国の航空権益の現状ならびにこれら権益は航空協定上、オキナワ返かんにより形式的には消滅すべきものではあるがオキナワ返かん問題の一部として取扱われる性質も有していると説明した後、できれば日米航空問題の一かんとして米側と話し合いたい旨述べた。

なお、米側航空権益を白紙にもどすことを提案する旨述べた事実はない。

(了)

近ア 参審近ア
長 次総経國万
長 参貿統國
経 参政技二
協 國一理
長 参参協協
長 参政経科
長 参道内外
長 参道内外
文 一二

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

1122

大政外外領管
務務典房
次次
巨官官審審長長
備備人電厚計
備備文會管給

電信写

総番号(TA) 62/62
70年12月15日23時00分 米 国 主 管
70年12月16日13時19分 本 省 発 着 米北1

外務大臣殿 牛場大使 臨時代理大使 総領事 代理
日米航空交渉

参調析企
参領旅移

第3702号 極秘 至急(ゆう先処理)
往電第3666号に関し

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中 参一二
南 参西東洋
洋 参西東
長

15日午前午後にもたれり会議が開催されたところ、先ず米側より昨日の日本側ステートメントに対し、ボースよりコメントが行なわれ、日米間には昨年の交渉によりアンバランスは解消している旨述べたのに対し、わが方より路線価値論に基く不きんこうがなお存在し、路線修正が行なわれる正当性がある旨主張し、その後双方の立場に基づき討議が行われた。討議要旨次のとおり。

1. 米側コメント要旨
(1) 今回の交渉は昨年の交渉(第1段階)に引続き、その後どう変化したかを検討することが目的である。昨年の交渉時には、1970年は万ばかりがありノーマルな年ではないとされたが、米国より露する運輸が異常かという点も明らかにする必要がある。過去の付表修正は動的な運輸の変化に応じて、将来の見通しをも考慮して行われてきたが

近ア 参審近ア
長 次総経國万
長 参貿統國
経 参政技二
協 國一理
長 参参協協
長 参政経科
長 参道内外
長 参道内外
文 一二

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日本側のCATCH-UP PROCESSは終了し、現在日米間に不きんこうはない。

(2) (日本側の路線価値は全体としてあまり増加していないという論点に対し) 日本は日米間の協定により他国との協定の場合よりも高収益をあげている。

(3) (米以えん権の未使用部分の潜在価値が大きいという点について) 米側の東京以えんシベリア路線の価値はどれだけの価値があるか分からないが、理論上はともかく実際には価値ある以えん権はすべて利用されている。これに対し日本側は大圏コース、ニューヨーク線も、中南米線も運営しおらず、また世界一しゅう便の開発も不十分である。

(4) (太平洋ケースの結果、日本側は不利になつた点について) 別に協定上のバランスには影響なしと考える。日本側にもし材料不足、パイロット不足の事情がなければ日本側が有利になつていたかも知れない。

(5) (路線権は、きんこうした経済価値を保たねばならないという点について) その通りであるが、これをどの様に測定するのか方法に問題がある。外見上も、理論上も米国のポイントは日本側より多いが、米国マーケットの大きさから見て日本側の方が有利である。アクセス論については必要に応じ後刻討議したい。

(6) (昨年の交渉で不きんこうがきほどせ正されてい

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いという点について) これは経済的には支持されない議論である。また企業収益から見ても正しくないし、これはデータが実証しよう。

(7) (日本側路線価値論の手法について) 路線価値測定はターボンO/Dベースによるべきであり、これが一般的に通用している方法である。

(8) (経済価値を収益のみで評価は疑問としている点については) しん重に検討すべきである。先進国間の場合には実際の収益があらゆる要素を総合的に実証すると考える。なお非経済的考慮の点で、収益に関係あるのは人種的な側面であり、出身国系の企業を選択する問題が米国にある(ETHNIC ATTRACTION)

(9) (路線要求リストについて) 日本側の各路線要求事項につき具体的に文書をもつて提示してほしい。

(10) (オキナワ問題について)

米政府の立場は、オキナワの施政権返かんの中に民間航空交渉も含まれ、その交渉は東京において行なわれているが、政治的、軍事的両面から考慮されるべきであるというものである。ただしこれはえいきゆうに2国間協定外の問題だという意味ではなく、合理的な期間経過後、協定のわく内の問題として東京、大さかと同様にナハをノーマルなポイントとして考慮すべきものと考えている。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 日本側の説明及び主張

(1) 上記米側コメントに対し。

(イ) 昨年の付表修正の結果についてはわが方は満足していないので、今回は基本にもどり両国路線のきんこうについて検討したい。

(ロ) 路線権は経済的にきんこうしたものと交換されるべきとの原則は合意されたものと了解する。ただし測定手法については一致してはいないが、路線価値論が最善と考える。

(ハ) 修正要求路線の詳細は昨年提出したとおりであり、再提出する積りはない。なお第1にシカゴの追加を次いで中南米以えんへの運輸権の解除を要求する。

(ニ) オキナワ問題に関しては、形式的には二国間協定のわく内の問題と心得ているが、この問題に関するわが方の考え方は、わが方首席代表の到着後と致したい旨述べた。

(2) 午後の第3回本会議において、わが方より路線価値論の考え方を簡単に例示しつつ説明し、昨年の付表修正の後においても、1969年のデータに基づく日米間の路線価値の差は約52百万ドル及び以えん権については2

- 4 -

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. 7百万ドル、それぞれ米側に有利となつていゝとして、わが方要求の正当性を強く主張した。

3. これに対し、米側より、じゆん理論的アプローチのみでは問題の解決は図れず、後進国との間ならばともかく、日米間の如き SOPHISTICATED な企業間の場合は実績 (ACTUAL PERFORMANCE) を考慮して、交換すべき権益の価値を判断すべきであり、日本側の考え方は市場分せきに対する一つの理論的方法であると考えるが、市場価値をどのようにとらえるかについて問題がある。例えば市場に対するアクセスも当然考慮されるべき要素であるとし、アクセス問題に関して種々応しゆうが行なわれたが、この間わが方より、米側は東京、大さかの2地点をベースに日本国に完全なアクセスが出来るのに対し、日本側は西海がんはともかく、ニューヨークを中心とする東部の一部にしかアクセスが出来ず、シカゴを中心とする中西部には直接アクセスがないところ、二国間協定が公平かつきん等な機会の下に輸送サービスを提供することを目的とする以上、アクセスについても機会きん等であるべきである旨主張した。

シカゴに転報ありたく、またお見込によりオキナワへ転電ありたい。

(丁)

- 5 -

ソガヒ

大政事外務官
事務次長
典房
長官官審審長長
備人電厚計
備書文会管給

國資長領移長
参調折企
参領旅移

ア参地中東
長北西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長西東

近ア長
参審近ア
次給總國万
長協協長
参質協
参政技二
國一理
参参協
長國
参政経科
軍社専
参道内外
長文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 62848
70年12月18日22時15分 米国 発着
70年12月19日13時00分 本省 発着

極秘
109

外務大臣殿 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(非公式会談)

第3754号 極秘 至急 (ゆう先処理)

往電第3739号に関し

18日午前の非公式会談の概観概ね次のとおり。(出席者、日本側、大カワラ、テライ。米側、国務省よりライン、メドース、CABよりアダムス、パーチ、DOTポーハン)

1. わが方より先方の質問に答えて、(1)日米航空協定路線権に基本的な不均とうが存在するところ、この点に関しては非公式に協定締結当時にさかのぼる見方を示しているし、また今次交渉の冒頭発言でも触れているとおりであり、この不均とうをせ正したいというのがわが方の立場である。今次交渉ではこの立場からシカゴを追加する等により不均とうせ正を申出たが、路線価値論と企業収益論とが対立した状態となつている。

(2)米國がチャーター権と路線権とを取引してはならないとの政策をとつていることはよく承知しているが、チャーター問題は日米航空関係全般の関連で考える問題であつ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

て、定期企業の運輸に影響のある不定期企業のそれとを分けて扱う訳にはゆかない。(3)さらにオキナワの米航空權益の米國の立場も聞いているが、この問題も上記(2)と同様、航空関係全般の関連で考える必要があると述べた。

2. これに対し路線権問題に関し、(1)米側より収益論の立場からみて不均とうのない現状の下で、日本側の主張及び要求にこたえられないと述べたので、わが方より収益は単に会社の収益の比かくにすぎず、かりに日本側企業の収益が下がれば米國の立場はくずれる性質のものであると指摘したところ、(2)米側より、日米の如き先進國の同水準の企業間の競争の結果を収益でみて路線の分け方をみることが最善であるといこれまでの主張をくり返したので、わが方より、国内的に不平等性の指摘がある場合ニューヨーク以えん欧州への路線のみでは外見上の点からも不均とうはないとの説明はとうていできないと反論したところ、米側より、日本側のニューヨーク以えん欧州への権利(600万ドル)は米の日本以えん権の価値をはるかに上まわつており(注、どの位かは質問に答えず)形式の比かくでなくして収益の実情に照らして考慮すべき性質のものである。昨年のお義修正は、日米それぞれの以えん権の収益に差がありとしてようやく部内を納得せしめたものであると述

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

べた。

(3) (わが方より米のシベリア、中共への以えん権の潜在価値を指摘したところ、) 米側より米^{わが方より}とつてアジアの市場の収益はさして大きくなく、またシベリア路線にはさしたるきよう味を有しない、日本のNYC以えん大西^{わが方より}洋經由の価値は大きいにもかかわらず、日本側は機材不足等のためもあるが未開発であるという問題があると述べたのに対し、わが方より直接アクセスが認められないということは、機会均等が与えられないという事となり、これが問題なのであると述べたところ、先方は地理的アクセスについてはETHNIC ATTRACTION、CULTURAL FACTOR等諸要素をも考慮して路線の均等の有無を考えねばならず、いずれにせよ将来の事態の発展により、不均等の発生が現実に認められる場合には米として調整する用意があると述べたので、わが方よりかかる非経済的要素は計数化しえず、従つてこれは路線の不均等問題の考慮の対象となり得ないものであると反論した。

(4) 以上の討議のやりとりの結果、米側より、日本の路線価値論は単じゆん化した議論であり、実情からもサポートされないので受入れ難く、また日本側提起の基本的な不平等論に対する回答を作成するための一かんとして路線価値測定の方法論について全般的な検討を行つた上、これを

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

来年3月ころにコレスポンドンスの形で通報できると思ひので、日本側の検討の時間を考え、早ければ来年央ころ再び本交渉とするということにして本日をもつて路線問題の交渉を終ること^{わが方より}としたいと述べたので、^{わが方より}更に検討する余地を残すため終了することなく、来週まで持ち越したいと答えた。

2. チャーター問題に関し、

先方より、2/1日(月)に専門家を合めた非公式会談で、米側の考え方のみを伝えたい、これは英、独に対しても同じように行なつたもので、チャーターに関し日本側と取引することを目的とするのではないと述べ、当方より、その結果をみた上で全体をレビューする意味で22日に会合することとどうかと質したところ、先方はこれに応じた。

3. オキナワの航空権益に関し、

(1) わが方よりこの問題に関し話し合い度いと持ち出したところ、米側「ライン」は、本件は政治問題であり、東京での交渉に委ねたいと考えており、またメドースより米側企業の公平な利益を保ち、航空権益の問題も含めて国際收支を害なわなないことがオキナワ返かんに関する米国の基本的立場であると述べたので、わが方より航空問題に関しては現にオキナワへ乗入れている企業はUSCABの免許

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に係わるものであり、他方現地で営業中の企業はUSCAR またはリュウキョウ政府の免許に係わる如く、そのステータスが異なり、同一に論ずることは出来ないと反論した。

(2) これに対し、米側より、本件は国務省の航空関係者は限られた範囲で助言をするだけで、東京の米大使館が返かん交渉全体のわくの中で取り扱っているため、この場で本件に深入りすることは避けたいと述べたが、わが方より、政治と航空との両面にまたがる問題であり、とにかく本日午後の本会議で発言することとし度いと述べ、先方はこれに同意した。

シカゴに転電した。

(了)

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

805

電信写

線番号(TA) 62264
 70年 12月 18日 23時 30分 米 国 主管
 70年 12月 19日 14時 03分 本 省 発着 米北1

外務大臣殿 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米航路交渉

第3755号 極秘 至急(ゆう先処理)

往電第3754号に関し

18日午後開催の本会議の概要次のとおり。

1. 路線修正問題。

先ず米側より本日までの討議の概要をとりまとめ述べ、双方の立場に進みよりのない以上、路線の調整を行なうことはできないと述べたのでわが方より、さきにトレザイス国務次官補に手交したわが方の非公式文書に示されている基本的不平等の内容について言及した後、わが方としては路線に関する不均こうの修正はせ非ともはかるべきものであると考えるものであり、GIVE AND TAKEの余地はないが路線権の評価に関する方法が行きづまった現状にかんがみ今後どのように進めるかにつき協議することとしたいと述べた。これに対し

(1) 米側より過去の協定付表の修正のやり方に言及しつつ昨年の交渉の例にみる如く実質的不均こうがある場合には路線権の調整を行なう用意はあるが、現段階において日

外務省

大政事外外備官
 務務 典房
 次次
 臣官宣審審長長
 後総入審計
 備文会給給
 備文会給給

参調折上
 参領移移

中東
 北東
 北北
 参一
 参西東洋
 西東

近ア長経
 参近ア
 次総参国万

長経協長参
 参貿統
 参政技二
 国一理

参参協
 参政経科
 軍社専
 参道内外

一二

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本側の路線価値論はあまりに問題を単純化し、種々の要素が含まれていない概念的アプローチであるので、方法論についての考え方をまとめた上で近い将来に改めて路線権のバランス及び公共の利益の2つの基準からダイナミックな話し合いを続けることとしたいと述べたので。

(2) わが方より、協議の継続の用意ありとすることはかん迎するも、基本的な考え方の上に相違がある段階でどの様に方法論について合意点を見出し、問題の解決を図るかが問題であり、米側として何時ごろ、いかなる内容の方法を具体的に考えているのか質したところ。

(3) 米側は、2、3ケ月中に一応方法論についての米側の考え方がまとまると思うのでこれを日本側に通報することとし、来年再び協議することとしたいと答えた。

(4) なお、わが方より来年の交渉では、単に路線修正の方法の検討に止まらず、それに基づき問題の解決を図るものではなくてはならないと述べたところ、先方も同様の希望であると答えた。

2. オキナワ返かんに伴う米航空権益の取扱い問題。

(1) わが方より、(イ) 本交渉のわが方冒頭発言中の本問題に関する部分のわが方の発言につきくり返し述べ、さらに(ロ) 米側より返かん交渉の場において今夏トーキング・ドキュメントをもつて10年間の現状維持を図り、航空協

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

定のわく内の解決はその後としたいとの要望が出されたのに対し、わが方より9月29日付トーキング・ドキュメントでわが方の基本的考え方を示してあるが、オキナワ返かんは日米両首の間合意されたものであつて条件付返かんでないが、実際の解決を図る用意はある。また、本問題の解決には返かん交渉の面と航空交渉の面と2つあるが、不均等が存在する現状下で長期間にわたり米航空企業の実状とう結をはかることは路線権のバランスに重大な影響があるので、航空関係全般の観点から本件交渉の場で話し合いたいが、法的にはナハは1972年に米国内地点とならなくなることを指摘しておきたい。またカポタージュについては日本政府の確固とした方針としてこれは絶対認められない旨述べた。

(2) これに対し、先方は、カポタージュについては、I O A O 条約第7条で絶対的に禁止されていないし、オキナワの特殊性格よりみて最恵国待遇に反することにもならないものと思うが、いずれにせよ、この問題が出たことを東京の米側交渉者に通報したいと述べたので、わが方より同条約の規定は必ずしもこう東力を有するものに非ずとの議論はあり得べきも一國のみがかかる権利を要請し得るものに非ず、またわが国はカポタージュを認めたことはない。

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

回にわたつて交渉が行なわれたが、その結果について当方は十分には満足しておらず、従つて今回交渉においては、シカゴの獲得を含めて日本側の路線を更に修正し、両国企業がFAIR AND EQUAL OPPORTUNITYを得られるようにすべき旨を具体的な数字をあげて主張した。(ロ)また、1972年に予定されているオキナワの返かんは同地点の協定付表上の地位に根本的変更をもたらすものであるから、本問題は航空交渉の場において検討するべきであることを指摘しつつも、当方としては何らか実際の解決を図る用意はある旨を主張した。(なお、本件につき記者側より具体的に質問あるときは、当方としては日米協定上本質的不均こうがある現時点において、オキナワの地点の取扱いについては路線権のバランスの観点からしん重に考慮すべきものであること及び現に米側企業がきよう受している日本-オキナワ間の運輸権はオキナワ返かん後は認め難いことを指摘した旨述べる。)

(2) 米側は、当方の主張に対し、(イ)日米両国の如き踏越した航空企業を有する場合には、二国間の利益のバランスは、企業の収益をもつて比較するのが最も適当であるとの昨年来の主張をくり返し、現時点において日本側企業は、米側に比し、好成績を得ており、米側としては何れ彼の間アンバランスは無いものと考える旨をくり返した。

- 2 -

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(ロ) なお、オキナワ問題については東京における返かん交渉の一かんとして取扱わるべきものであることを主張した。

3. チャーター問題に関しては(1)米側は、今回会議は去る9月東京において行なわれた交渉において日本側から案のあつた点に答へつつ、チャーター協定の概念について意見を交換したいとのことであつたが、結局のところ、去る6月に公示された新航空政策中チャーターに関する部分をPARAPHRASEするに止まつた。(2)これに対し当方は、およそ二国間航空業務は定期業務を主とし、これを補充するチャーター業務と相まつて運営されるものであつて、チャーターのみを切り離して論ずることは当を得ない旨を指摘し、更に基本となる定期業務の進行上総利益の不均こうが存在しており、かつ、当方として不定期チャーター企業についてRECIPROCIETYを有しない以上、日米航空全体の問題として検討するに非ざる限り、チャーター問題について積極的考慮を払う立場にないとの去る9月交渉の立場を重ねて主張した。また、米側説明にかかるチャーター協定については検討に時間を要すべく、現時点で具体的COMMENTはなし得ないと応答した。

(3) 米側は、当方主張に対しくり返しチャーター業務は

- 3 -

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

公衆の利益のためであり、かつチャーター協定はチャーター業務における機会均等の場を用意しようとするものである旨を述べつつも、航空問題全般の場において路線権問題とチャーター問題とを比較しようすることは米國航空政策の認めざる処であると述べるに止まつた。

4. 彼がの論議は十分にかみ合うに至らず、かつ時間的制約もあり、今回はこれにて中断し、明年適当な時期に再び交渉を行ない、これらの問題を引き続き検討することとなった。

シカゴに転電した。

(了)

-4-

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 63525 主管
 70年 12月 23日 15時40分 米 国 発 着 概 /
 70年 12月 24日 06時01分 本 省

外務大臣殿 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉

第3803号 平(秘扱い) 大至急
 往電第3802号別電
 (以下別紙英文)

外務省

ソビエト

大政(連外)機官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 機機人電厚前
 機機文会管給
 機機

國資長領移長
 参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北北西
 参北北保
 中南審政
 参一
 参西東洋
 西東
 長

近ア
 参書近ア
 次総総國万

長務協長
 参調統國
 参政技二
 国一理

参条協規
 参政経科
 軍社専
 参道内外

一一

7

PRESS STATEMENT

DECEMBER 23, 1970

JAPAN-UNITED STATES CIVIL AVIATION CONSULTATIONS

1. IN ACCORDANCE WITH THE RESULTS OF THE CONSULTATIONS HELD IN SEPTEMBER 1969, CIVIL AVIATION CONSULTATIONS BETWEEN DELEGATIONS OF JAPAN AND THE UNITED STATES TO REVIEW OVERALL CIVIL AVIATION RELATIONS BETWEEN THE TWO COUNTRIES WERE HELD IN WASHINGTON, D. C. FROM DECEMBER 14 TO 23, 1970.

2. THE TWO DELEGATIONS HAD A CORDIAL AND USEFUL EXCHANGE OF VIEWS ON THE QUESTION OF THE MODIFICATION OF AIR ROUTES FOR THE JAPANESE AIR CARRIER AS WELL AS OTHER AVIATION MATTERS OF MUTUAL CONCERN.

3. AS THE TIME DID NOT PERMIT THE COMPLETION OF THE DISCUSSIONS, THE TWO DELEGATIONS AGREED TO RECESS THE PRESENT CONSULTATIONS AND MEET AGAIN IN TOKYO AT AN APPROPRIATE TIME IN 1971 TO BE AGREED UPON LATER THROUGH DIPLOMATIC CHANNELS TO CONTINUE THE DISCUSSIONS CONCERNING CIVIL AIR TRANSPORT.

(7)

ソカヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 248

電信写

総番号(TA) 63528 主管
 70年 月 23 日 16 時 50 分 米 国 発 着 米比1
 70年 月 24 日 07 時 25 分 本 省 着

外務大臣殿 午場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉

第3804号 極秘 至急(ゆう先処理)

往電第3802号に関し。

23日、午前の会議において新聞発表の打合せのほか次のとおり。

1. わが方より、オキナワ返かん交渉の一かんとしてオキナワ航空問題についても、なるべく速やかに東京において交渉を行なうこととなるも、交渉の進展に応じ、日米そら方航空専門家の交渉参加を必要とする段階に到るべく、米側よりも専門家の参加を得たいと述べたところ。メドースは返かん交渉はスナイダーが担当しており、「ス」は本件航空問題に関しても相当の知識を有しているが、「ス」より要請があれば「メ」または他のしかるべき専門家を派遣する用意がある旨述べた。

2. 来年の路線交渉の時期に関し、メドースは3月ごろまでに路線方法論に関する米側ペーパーを作成の上日本側に提示し、日本側の検討の時間にもよるが、7月ごろまでに交渉を行ないたいと述べ、当方より4月以降は他国との

外務省

大政電外外(極秘)
 務務し典房
 次次
 国官官審審長長
 備備人電厚計
 備備文会管給

国資長 参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北北西
 参北北保
 中南
 参一
 参西東洋
 長 西東

近ア
 参書近ア
 長 次総経国万
 長 参資統 国
 参政技二
 国一理
 参家協和
 長 国 参政経科
 参社専
 参領内外
 長 一
 長 一

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

航空交渉上、5月及び8月下旬以外はふさがっている旨述べたところ、いずれ外交チャンネルにて打合せの上決めたと述べた。

シカゴに転電した。

(丁)

(米北1、法眼等官在途 24、0825)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

375

電信写

総番号(TA) 63558 米 国 主管
 70年12月23日 19時13分 発着 米北1
 70年 月 24日 09時47分 本省

外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

日米航空交渉(記者会見)

第3816号 平 至急(ゆう先処理)

往電第3799号に関し

23日オオカワラ(テライ及びマツモト同席)より記者会見を行ない、本交渉の経過について、往電第3800号のフリーフィンク・ガイドラインにより説明した後、質問に答えてのごとく述べた。

1. わが方は路線価値に基づく協定の不均等を基礎として路線の修正を要求したが、米側は、航空収益からみた両国の利益のバランスを主張し、根本的な考え方の相異から議論が対立したまま路線修正の細部にわたる検討は行なわれなかつた。しかし、今までの交渉で日本側を単に収益論のみで納得させることはできないことは、米側も認識したようである。交渉再開のTIMINGについては、来年春までは、客観情勢が今とかわらなければ早すぎるし、企業の業績、米国内情勢の推移等を見た上で行なうということになる。

2. オキナワの航空権益については、オキナワ返かんとい

ソカヒ	
大政経外外總管	
事務次長	典房
臣官外審審長	長
秘書長	人電厚計
秘書長	文会管給
参調析企	
参領旅移	
参地中東	二
参北北保	
参一ニ	
参西東洋	
参西真	
近ア長	
参買統	
参政技二	
参条協	
参政経科	
参社専	
参道内外	
参一ニ	

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

う政治問題の一かたであると同時に航空問題の一部としても考えねばならず、両面からの考慮が必要というのが、わが方の立場であるが、米側は、航空という限られた面からはとり上げられず、米側代表としては話合う資格を欠いているとの態度をとり、結局東京において政治的側面から話をする事になる。その上で話がかたづく場合も航空協定上の面から将来再び話し合いを行なうことはありうる。

3. チャーターについては、米側は公共の利益の面から強くその必要性を述べたが、わが方は路線問題について米側は何等の考慮を払わないので、本年9月の交渉の際のわが方立場は現在も変わらない旨述べた。

なお、日本側チャーター企業の米国乗入れについては、チャーター市場の大きさ、日本航空の能力、採算性等にかかつており、検討を要するが、現状においては困難と思われる。

シカゴに転電した。

(了)